（常任監事及び監事）
第８条　常任監事及び監事は、業務を監査する。
（任命）
第９条　理事長及び常任監事は、財務大臣の任命による。
第10条　常務理事及び理事（次条の規定による理事を除く。）は、理事長が財務大臣の認可を受けて任命する。
第11条　理事３名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事長が任命する。
（任期）
第12条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は、再任されることができる。
（解任）
第13条　理事長は、役員が法第31条各号のいずれかに該当するに至ったとき（第11条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者でなくなったときを含む。）は、これを解任する。
２　理事長は、役員が法第32条第２項各号のいずれかに該当するに至ったときは、財務大臣の認可を得て、これを解任することができる。
３　理事長及び常任監事の解任については、法第32条の定めるところによる。
（兼業禁止）
第14条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
（代表権の制限）
第15条　本会と理事長、常務理事（専務理事を含む。以下同じ。）又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。
（理事会）
第16条　理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。
２　理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。
３　次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。
⑴　第21条第１項各号に掲げる事項
⑵　その他理事長が業務執行上必要と認めた事項
４　常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第３章　顧問及び参与

第17条　本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。
２　顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。
３　顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参与する。

第４章　運営審議会

（名称）
第18条　法第35条第１項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会（以下「運営審議会」という。）という。
（委員）
第19条　運営審議会の委員（以下この章において「委員」という。）の定数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。
⑴　組合員を代表する者以外の者である委員　８人
⑵　組合員を代表する者である委員　８人
（任期）
第20条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（審議事項）
第21条　次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
⑴　定款の変更
⑵　運営規則の作成及び変更
⑶　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
⑷　重要な財産の処分及び重大な債務の負担
⑸　その他厚生年金保険給付等（法第73条第１項に規定する厚生年金保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第32条第２項及び第37条第１項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分に限る。）並びに一元化法附則第41条第１項に規定する給付をいう。以下同じ。）に関する事業、退職等年金給付（法第74条に規定する退職等年金給付をいう。以下同じ。）に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項
２　運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
３　第31条及び第32条の事業のうち、組合に関係のない事項については、運営審議会に付議することを要しない。
（招集）
第22条　理事長は、毎年３月及び６月並びに必要に応じ運営審議会を招集する。
２　理事長は、７人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。
（議長）
第23条　運営審議会に議長を置く。議長は、第19条第１号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。
２　議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。
（定足数）
第24条　運営審議会は、第19条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。
（議決方法）
第25条　運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
（代理出席）
第26条　委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。
２　前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に理事長に提出しなければならない。
（議事録）
第27条　運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指名する委員２人以内が署名捺印しなければならない。
（会議の運営）
第28条　この章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。